

定例会議資料	「高知県警察犯罪被害者支援基本計画」の策定について	令和3年7月7日 県民支援相談課
<p>1 「高知県警察犯罪被害者支援基本計画」の策定について</p> <p>(1) 策定の理由 令和3年3月31日に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、「警察庁犯罪被害者支援基本計画」が策定されたことから、これを踏まえた「高知県警察犯罪被害者支援基本計画」を新たに策定し、実効ある施策を一層推進するもの。</p> <p>(2) 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>(3) 計画の概要 次の5つを柱として、57の項目を掲げて推進する。</p> <p>ア 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供【16項目】 イ 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援【11項目】 ウ 犯罪被害者の安全の確保【7項目】 エ 犯罪被害者支援推進のための基盤整備【15項目】 オ 県民の理解の増進【8項目】</p> <p>(4) 施策の内容（抜粋）</p> <p>ア 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供 被害少年等が相談しやすい環境の整備 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上</p> <p>イ 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 犯罪被害給付制度の運用改善 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援</p> <p>ウ 犯罪被害者の安全の確保 再被害防止措置の推進 ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応</p> <p>エ 犯罪被害者支援推進のための基盤整備 地方公共団体における条例の制定等に対する協力 地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化 研修の充実等</p> <p>オ 県民の理解の増進 犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）に合わせた集中的な広報啓発活動の実施 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施</p> <p>2 今後の予定 毎年度フォローアップを実施し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、犯罪被害者のニーズに沿った途切れのない支援を推進する。</p>		